

国及び地方公共団体の鳥取県立みなとさかい交流館の 会議室の利用料金減免について（伺定め）

鳥取県立みなとさかい交流館管理規程第14条第1項第4号では、「その他管理者が特に必要があると認めるときは利用料金を減免させることができる。」とされている。

鳥取県立みなとさかい交流館は、県民の港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するとともに、鳥取・島根両県を始めとした広域観光のゲートウェイという目的を持った、環日本海時代の窓口となる拠点施設として鳥取県において整備された施設である。

国及び地方公共団体が、港湾利用や災害対応等のために会議室を利用することは、下記のとおり特に必要があると認められることから、鳥取県公有財産事務取扱要領第3章第6使用料の減免の1減免取扱基準「(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため使用させるとき」の考え方を準用して、減免する。

記

1 特に必要がある認められる事由

国及び地方公共団体が港湾の利用及び交流促進並びに災害対応あるいは感染症防止に係る業務のために会議室を利用することは、公益性は十分に認められる。

2 減免率

10分の10

施行日

この取扱いは、令和6年11月20日より施行する。